



法令遵守を行動指針に、官公庁発注の消防用設備等保守点検業務を通じて
私たち組合員は、地域社会の安全と安心に貢献します

消防法が義務づけた「消防用設備等点検報告」の点検業務は
消防設備士等の有資格者点検を基本とする「独占的業務」であり

高度化した各種消防用設備等に対応する「多数の有資格者による業務体制」が必要不可欠です

静岡県消防設備保守点検業協同組合は、再委託禁止の原則を遵守し契約条項を履行できる
各組合員が雇用した有資格者により、各種試験器具等を用い適正点検を実施しています

- 報告義務者が「点検」を無資格者に行わせると消防法第44条第11号の罰則です
- 違反行為をした法人の代表者や従業員にも罰金30万円以下が科せられます

組合員	63社
常用従業員	651人
うち消防設備士・消防 設備点検資格者等	473人
電気工事士	214人
防火設備検査員	74人
(組合事務局・常勤職員2人)	

火災予防は「保守点検」が基本！

－ 消防用設備等の維持（消防法第17条第1項）は365日－

(文責は組合事務局)

消防法第17条の3の3

点検；機器点検（6月に1回）
総合点検（1年に1回）
報告；1年（又は3年）に1回

保守点検

「常時の維持」を義務づけ

消防法第17条第1項（消防用設備等の維持）

※ 消防設備士又は消防設備点検資格者が点検するもの

- 1 特定防火対象物は、延面積1,000㎡以上のもの。
- 2 その他の防火対象物は、延面積1,000㎡以上かつ消防長又は消防署長が指定したもの。
- 3 特定1階段等防火対象物は、すべて。

※ 防火対象物の関係者が点検するもの（上記1～3以外の点検報告が義務づけられた防火対象物）。

※ 点検資格者の種類

甲種消防設備士；国家資格で都道府県知事が免状交付。消防用設備等（6種類）ごとに免状。「工事」「整備」「点検」に従事可。

乙種消防設備士；甲種と同じく国家資格で都道府県知事が免状を交付。消防用設備等（7種類）ごとに免状。「整備」「点検」に従事可。

消防設備点検資格者；国家資格で一般財団法人日本消防設備安全センターが免状交付。1種・2種・特種の3種類があり「点検」のみ従事可。



消防用設備等の適正な保守点検が、みんなの安全と笑顔を守る！

消防法第17条第1項は、「一定の防火対象物（建物等）の関係者（所有者・占有者・管理者）は、消防用設備等を政令で定める技術上の基準に従って設置し、及び維持しなければならない」と規定し、「設置」と「維持」の基本原則を定めています。

組合は、「消防法第17条の3の3」の点検報告だけでなく、防火対象物の関係者（＝県内官公庁）が負う「消防用設備等の維持（365日の義務）」について全力で取り組んでいます。それは、官公需適格組合に認定された静岡県知事設立認可の「静岡県消防設備保守点検業協同組合」の責務でもあります。

＜設置（消防用設備等）＞ 設置工事を行う甲種消防設備士は、消防機関（消防長又は消防署長、以下同じ）へ「着工届」を届け出なければなりません（消防法第17条の14）。そして、消防用設備等を設置した防火対象物の関係者は、「総務省令で定めるところにより、消防機関へ届け出て検査を受けなければならない」と定められています（消防法第17条の3の2）。これが「設置届」と「消防検査」です。

＜消防法第17条の3の3・「点検報告」＞ 設置された消防用設備等（政令及び総務省令で定める）については、一定の資格者等（※）が点検し、防火対象物の関係者が定期的に消防機関へ点検結果を報告しなければなりません（消防法第17条の3の3）。点検は、「機器点検（6月に1回）」と「総合点検（1年に1回）」の2種類。また、報告期間は「特定防火対象物」が1年に1回＝毎年、「その他の防火対象物」は3年に1回となっています。

＜消防法第17条第1項・「維持」＞ 消防法第17条の3の3は、定期的な点検報告（義務）ですが、基本原則である「消防法第17条第1項」は、防火対象物の関係者（県内官公庁）に、消防用設備等の「常時の維持」を義務づけています。是非、県内一の有資格者を擁し「官公需適格組合の責務」を負う当組合をご活用ください。

令和5年4月～10月
(令和5年度上半期ほか)

— 新型コロナ（R2年1月以降）を越えて — 令和5年度上半期、組合活動の本格化！

新型コロナウイルス感染症が、わが国で初めて政府広報されたのは、厚生労働省の令和2年1月6日付報道発表「中国武漢市における原因不明肺炎の発生について」でした。— それから3年半。令和5年5月8日（月）に感染症法上の扱い（2類）が季節性インフルエンザと同じ5類へ移行し現在に至ります。初冠雪した富士山を望む「静岡の街」に賑わいが戻り、動き出した「ヒト・モノ・情報」の中、組合活動が本格化しています。



初冠雪（令和5年10月5日）

事業総括（令和5年4月～10月） 第29回通常総会は、昨年に引き続き、従来の開催形式（総会＋情報交換会）で開催され、組合役員（任期2年）改選を含む全議案を原案通りに可決承認。また、城内実衆議院議員（自民党静岡県連会長）や中沢公彦静岡県議会議長（令和5年5月19日選出）など、例年にも増して錚々（そうそう）たるご来賓の皆様から激励のご挨拶をいただきました。

令和5年6月、第3回理事会で組合事務局が、令和5年度共同受注「前年度増で堅調」を中間報告。さらに、7年振りに改定された「点検料金積算基準」、消費税インボイス制度導入へ体制確立、令和5年7月の県等挨拶回りや10月中旬の国等との意見交換を通じた「事業環境の整備（業法制定等）」の取組。下半期に向けて共同受注の課題解決活動を本格化させていきます。

事業予定（令和5年11月～令和6年3月） 令和5年度事業計画に基づき、重点取組の具体化を目指し、年度後半の業務や事業を実施します。組合関係者は、共同受注した消防用設備等保守点検業務（防火設備定期検査を含む）を力を合わせ確実に実施し、業務発注の官公庁担当者との信頼関係をより一層、強固なものにしていきます。これに、共同受注検査や幹事会社による管理運営、組合事務局や組合役員の「事業環境の整備」を目指す活動が加わり、組合設立30周年に向けて「組合活動の充実・強化」が図られていきます。

令和5年4月～9月(実績)		令和5年10月～令和6年3月(実績, 予定)	
04.01(土)	・令和5年度開始、共同受注活動(年間)	10.04(水)	・共同受注検査 10/4, 5, 11, 20, 11/2
	・決算作成, 第29回通常総会の準備	10.19(木)	・国等と要望・意見交換(東京)
	・組合だより No47 発行		・要望活動の総括
04.12(水)	・第1回理事会	10.31(火)	・組合だより No49 発行
04.18(火)	・令和4年度決算等の会計監査		
04.19(水)	・通常総会(第29回)開催通知の送付	11.02(木)	・共同受注検査の完了
05.17(水)	・第29回通常総会, 第8回青年部会総会	11.13(月)	・組合青年部会が交流促進事業
05.30(火)	・税申告及び県等への定期報告提出	11.24(金)	・点検料金積算基準改定打合せ会
		11.27(月)	・埼玉県中小企業団体中央会へ講演
06.05(月)	・第3回理事会(共同受注結果報告等)	12.01(金)	・年末新年業務を処理・準備
06.21(水)	・県中小企業団体中央会の通常総会		・共同受注の課題解決活動(中間総括)
～6月末	・共同受注結果の総括		・組合だより新年号 No50 発行
07.05(水)	・組合役員等が静岡方面挨拶回り	01.01(月)	・新年挨拶回り
07.11(火)	・令和5年4月末有資格者等集計を完了		・関係市等入札業者登録更新
07月上旬	・事務局経理事務(一部)の外部委託準備		・理事会(青年部会意見交換含む)開催
07.21(金)	・組合だより No48 発行		・第30回通常総会(R6.5.16木)準備
07.24(月)	・組合青年部会が交流促進事業		・令和5年度後期検査(1月-3月)
07.31(月)	・官公需受注力強化セミナー 1st会議		・事業報告・計画、決算・予算関係
08.01(火)	・点検料金積算基準改定検討会		・令和6年度共同受注活動が本格化
08月上旬	・改定「積算基準」冊子を県内外へ発送		・令和5年度完了
08.21(月)	・組合速報「コロナ第30報」	03.31(日)	
09.19(火)	・令和5年度前期検査日程の決定		
09.19(火)	・第4回理事会(書面議決)		
09.22(金)	・事務局経理事務(一部)の外部委託開始		
09.25(月)	・組合HP更新完了(8-9月原稿作成)		



<令和5年4月>

- ・第1回理事会
- ・会計監査など

←第29回通常総会(R5.5.17)

※ 組合設立30周年 — 令和6年度「第30回通常総会」がやって来る！

来年度(令和6年度)通常総会は、組合設立30周年の記念すべき総会です(令和6年5月16日開催)。

組合役員による 「事業環境の整備(業法制定等)」に向けた取組

2023年10月19日(木)
東京都千代田区
※文中敬称略



左写真：消防庁予防課長と意見交換
下写真：衆議院法制局と意見交換
(衆議院第2議員会館 会議室)



県民(県議会意見書)の想いをつなぐ 国から官公需適格組合の認定を受けた県知事設立認可の「静岡県消防設備保守点検業協同組合」が、平成30年7月10日に全会一致で可決した地方自治法第99条に基づく静岡県議会意見書「消防用設備等の保守点検業に係る業法の制定を求める意見書」を受け、西川理事長や組合役員7名が、日本列島を縦断した台風24号の余波が残る中で上京し消防庁へ「業法制定を要望する趣旨等」を説明したのは、平成30年10月1日のことでした(現静岡県議会議長の中沢公彦県議が同行)。

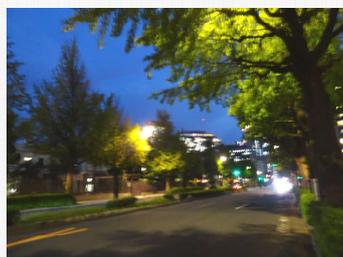
それから5年が経過——令和5年10月19日(木)午後、西川理事長及び組合役員7名は穏やかな秋日和の中、上京して城内実衆議院議員(自民党静岡県連会長)同席のもと、業法制定等を含む「事業環境の整備」を、消防庁、衆議院法制局の皆様と意見交換させていただきました。

法令遵守の適正業者が「仕事のできる環境」へ 組合が要望・意見交換で徹底したのは、必ず要望等を裏づける公表資料、組合の取組資料を用意したことです。一例を挙げます。全国の消防用設備等入札改善の取組状況(前回要望時に消防庁から提供していただいた情報の組合確認結果)、消防庁「消防白書」公表の消防設備士数(全国)、新しい事業形態の業務受発注(事業者公表情報、組合員の実体験)の出現、組合が2か年を掛け7年振りに改定した「積算基準」冊子、火災事例報道(Web情報コピー)、デジタル化の政府資料、そして静岡県議会意見書「消防用設備等の保守点検業に係る業法の制定を求める意見書」写しです。

現行制度で出来ることがある？ 西川理事長が意見交換を通じて要望したのは、業法制定等のほか現行制度でも取組が可能なものがあるのでは？—です(右下枠内)。組合役員からは、現場の実態や発注者である県民・住民(国民)から寄せられる問題・懸念等の報告がありました。

昼過ぎ開始の意見交換では、城内実衆議院議員始め関係の皆様が、組合の報告等を丁寧に聴いてくださったこともあり、閉会后、会場建物を出る頃にはすっかり秋の日は暮れていました(下写真)。

【追記】消防庁は、新たな諸課題について総合的な検討を行うため、令和5年7月26日(水)に「第1回予防行政のあり方に関する検討会」を開催しました。令和5年9月28日(木)第2回を開催(消防庁HPより)。



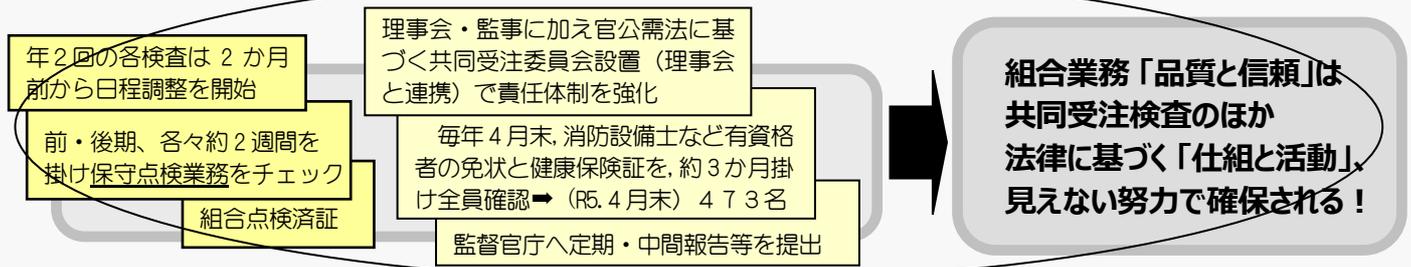
- 1 業法制定
- 2 検討会・研究会の設置
- 3 火災予防の「自助×共助×公助」促進(より一層の一般国民向け情報の発信等)
- 4 現場人材の育成・確保対策(政府広報の実施等)
- 5 デジタル化に伴う保守点検現場の影響・変化の検証
- 6 重要な火災予防情報が「保守点検現場の業者や点検作業員」へ確実に届く情報伝達方法など

共同受注検査 (前期・書類検査)

共同受注した全物件の書類をチェック！
— 10月4日(水)から5日間の長期戦 —

官公需適格組合の認定条件(中小企業庁)である「共同受注検査」—— 年2回の共同受注検査のうち、前期検査は、共同受注した全物件の書類検査です。令和5年度は、検査員6名(理事長が理事会の同意を得て任命・2名1組で活動)と組合員(幹事会社)実務担当者10名、それに組合事務局長が加わり共同受注関係の全書類をチェック。小田巻検査員長は、令和5年度共同受注検査・前期の完了に当たり「概ね良好。引き続き、緊張感を持って適正な保守点検を遂行されたい」と総括しました。組合点検済証を含む「官公需適格組合・静岡県消防設備保守点検業協同組合の適正業務執行を担保する仕組」は下記イラストのとおりです。

【官公需適格組合の認定条件】



10/4(水) 組合事務所

㈱富士消防機商会/幹事会社
小田巻・長田検査員(佐藤)

10/5(木) 組合事務所

セルコ㈱、セルコ産業㈱/幹事会社
小田巻・山口検査員

10/11(水) 組合・浜松事務所

日興電気通信㈱、東海消防技研㈱、セルコ㈱/幹事会社
小田巻・稲垣・藤田・長田・小川・山口検査員



10/20(金) 組合事務所

鈴与技研㈱/幹事会社
長田・小川検査員

11/2(木) 組合事務所

セルコ㈱、鈴与技研㈱/幹事会社
稲垣・藤田検査員



<令和5年度共同受注検査員>

検査員長	小田巻 秀幸	鈴与技研(株)
検査員	稲垣 憲幸	(株)日本防火研究所
検査員	藤田 貴也	セルコ(株)
検査員	長田 基希	東海消防技研(株)
検査員	小川 博史	セルコ産業(株)
検査員	山口 純市	日興電気通信(株)

◆◆◆ 組合顧問弁護士兼理事の法律メモ ◆◆◆

～ 民法改正・相隣関係（3）～



顧問弁護士 吉川友朗

静岡法律事務所 ふたば鷹匠事務所
静岡市葵区鷹匠 1-4-1

佐野ビル3階
電話 054-205-2250
FAX 054-205-2290

相隣関係の分野における民法改正についてのお話は、今回で最終回です。隣の家の樹木の枝や根が自分の家に越境してきた場合、改正前の民法第233条では、自分で根は切ることはできるが、自分で枝を切ることはできないとされていました。

そのため、隣の家から自宅に枝が越境してきても、隣の家の人が自主的に枝を切ってくれない場合、こちらで裁判を起こして、強制的に枝を切るしか方法はありませんでした。もし、勝手に枝を切ってしまうと、器物損壊罪という犯罪になってしまい、どうすることもできませんでした。

しかし、今回の民法改正によって、次のような場合には、自分で枝を切ることができるようになりました。すなわち、

- ① 竹木の所有者に枝を切断するように催告したにも拘わらず、竹木の所有者が相当の期間内に切断しないとき
- ② 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき
- ③ 急迫の事情があるとき

には、自分で枝を切ることができるようになりました（改正後の民法第233条第3項第1号内至3号）。

なお、①でいう「催告」は、隣地の竹木の所有者が複数いる場合には、その全員にしなければなりませんので注意して下さい。また、②の典型例は、隣地の竹木の所有者が行方不明の場合です。さらに、③にいう「急迫の事情」とは、台風によって木の枝が折れて、隣地に落下して建物を毀損するおそれがある場合が典型的な例です。

以上の場合には、自分で枝を切ることができますが、その際に費用がかかった場合はどうなるのか。

この点について、明文はありませんが、竹木の所有者に対して、その費用を請求できると解されています。他方、根については、民法改正前と同様、自分で切ることができることに変わりはありません。

それでは、切り取った枝や根は誰の所有に属するのでしょうか。

この点、根については、切り取った人の所有に属すると解されています。他方、枝については、越境してきた枝を自分で切り取った場合、その枝の所有権は、越境してきた枝を切り取った隣地所有者にあると解されています。その結果、その枝に桃や柿等の果実が実っていた場合、それらを美味しくいただくことができることとなります。

※ 相隣関係に係る民法改正；改正案可決は2021年4月21日、公布日は同年4月28日、施行日は「公布後2年以内に施行」となっています。

【消防行政】消防庁HP「通知・通達（抜すい）」等 → <https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/2023/>

- ・令和5年10月06日(金) 設備点検要領、防対点検要領及び防災点検要領の一部改正について（予防課長通知）
- ・令和5年09月28日(木) 第2回予防行政のあり方に関する検討会（消防庁）
- ・令和5年09月07日(木) 令和5年秋季全国火災予防運動の実施について（消防庁長官、予防課長通知）
- ・令和5年08月15日(火) 建築物防災週間（令和5年度秋季）の実施について（予防課事務連絡）
- ・令和5年07月26日(水) 第1回予防行政のあり方に関する検討会（消防庁）
→ https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-140.html
- ・令和5年06月15日(木) 火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に関する状況調査の結果等について（予防課長通知）

○ 組合員の異動（お知らせ）；

【代表者変更】 東海防災株式会社；野田宗義 ➡ 大村 誉 R5.8.31

【参考】官公需適格組合に係る全国組織など →各機関、団体 HP 転載

1 官公需確保対策地方推進協議会（経済産業省中小企業庁が所管）

国が毎年、官公需法に基づき策定する「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の周知等を目的に7月～8月頃、9つの経済産業局ごとに説明会を開催。静岡県は、関東経済産業局管内に属し、最近ではオンライン会議参加で、全国・各地域の情報を入手できます。

2 全国官公需適格組合協議会（全国中小企業団体中央会が所管）

各都道府県の官公需適格組合協議会、適格組合及び全国的な商工業団体が会員となって、共通する諸問題の解決や相互交流を図る団体。令和5年7月現在、30会員。官公需の調査研究、関係機関への建議、陳情等も行います。

・官公需適格組合 R5年3月末(前年9月)

静岡県 — 48 (46) 組合
全 国 — 914 (918) 組合

・中小企業の基礎データ

企業数は全企業の99.7%(2016年)
従業者数は全体の約70%(2016年)

・事業協同組合 R5年3月末(前年)

静岡県 — 735 (743) 組合
全 国 — 19,250 (19,597) 組合

>>組合員名簿

会 社 名	代 表 者	住 所	電 話	会 社 名	代 表 者	住 所	電 話
広伸防災(株) 本社	飯塚 史洋	富士市川成島	0545-63-2178	サイトウ防災	斎藤 至	浜松市中区	053-474-3837
沼津支店	鈴木 広昭	沼津市沼北町	055-923-3363	坂庭TA	坂庭 民茂	浜松市南区	053-440-7751
鈴与技研(株) 東部営業所	高田 靖彦	沼津市大諏訪	055-941-6481	三興電機(株)	村串 守啓	浜松市中区	053-436-5111
ニッセー防災(株)	土谷 直人	裾野市佐野	055-992-5213	(有)季高防災メンテナンス	季高 良夫	浜松市東区	053-435-4308
(株)アオイテレテック	佐野 靖浩	静岡市駿河区	054-286-1256	鈴木消防設備	鈴木 政則	浜松市東区	090-5118-8048
(株)SG防災テクノサービス	杉村 友也	藤枝市田沼	054-637-1260	(株)鈴木防災	鈴木 啓示	磐田市富丘	0538-84-7455
(株)共同設備	高沢 豊秀	静岡市葵区	054-265-9255	鈴木防災	鈴木 芳武	浜松市中区	053-465-6334
近藤設備	近藤 晃弘	静岡市駿河区	054-256-0690	鈴与技研(株) 西部営業所	川村 孝祐	掛川市本所	0537-27-2331
消防機材山治(株)	福井 隆幸	静岡市葵区	054-248-0119	西遠消防機具(株)	松井 清海	浜松市浜北区	053-586-4456
鈴与技研(株) 本社	杉山 和幸	静岡市駿河区	054-281-3311	セルコ(株) 本社	西川 和宏	浜松市東区	053-463-1341
関防災設備	関 貴之進	静岡市清水区	054-351-1557	掛川営業所	高島俊太郎	掛川市園ヶ谷	0537-22-0119
(株)セキユア	石神 利明	島田市金谷	0547-47-3100	磐田営業所	鈴木 睦久	磐田市西貝塚	0538-31-8565
セルコ(株) 静岡支店	橋 詰 歩	静岡市駿河区	054-288-2210	湖西営業所	藤田 光弘	湖西市吉美	053-575-3119
セルコ産業(株)	西川 和宏	静岡市駿河区	054-260-6009	相互電池産業(株)浜松事務所	石原 忠勝	浜松市東区	053-424-7552
太平エフ・イー・システム(株)	平野 和真	静岡市駿河区	054-257-6855	(株)タキボウ	瀧 雅也	浜松市中区	053-523-7500
(株)タピア	湊 宏 治	静岡市葵区	054-248-6466	(株)タナカ総合	田中 誠次	浜松市西区	053-543-9723
日興電気通信(株) 静岡営業所	奥田 敏光	静岡市駿河区	054-266-6762	中部防災工業(株)	松坂 直和	浜松市北区	053-438-3081
(株)日本防災システム	大島 至了	島田市中河町	0547-35-2001	TFサービス	古橋有一朗	浜松市中区	090-7617-8408
花村消防設備	花村 英樹	静岡市葵区	054-277-3194	電通システム(株)	木下 敏彦	浜松市南区	053-441-3911
(株)ピーティーエス	坪井 政春	静岡市清水区	054-388-9989	東海消防技研(株)	佐藤 誠	浜松市中区	053-463-5601
(株)富士消防機商会	荒瀬 敏弘	静岡市清水区	054-366-7034	東海防災(株)	大村 誉	浜松市中区	053-474-2627
(株)プラスチック	鈴木 努	静岡市葵区	054-204-1882	(有)豊田消防設備	金原 克己	磐田市東貝塚	0538-36-0119
マナブ防火防災メンテナンス	遠藤 学	静岡市清水区	080-4939-0093	日興電気通信(株) 本社	堀部 成信	浜松市北区	053-439-1125
宮崎設備	宮崎 誠二	静岡市葵区	090-6616-4448	ニッコウプロセス(株)	加藤 裕介	浜松市北区	053-439-1122
宮澤電池産業(株)	宮澤 学	静岡市葵区	054-247-1211	(株)日本防火研究所	市川 智也	浜松市東区	053-461-1373
明幸電業	鈴木 秀幸	静岡市駿河区	054-256-2878	(有)袴田防災設備	竹内 宏行	浜松市浜北区	053-587-1373
(同)葵防災工業	井口 慎一	浜松市中区	090-3389-7593	浜松総合防災設備(株)	伊藤 直人	浜松市中区	053-465-4664
E. BOSAI	太田 悦由	浜松市浜北区	090-1563-5019	(有)富士電機浜松	小池 浩司	浜松市東区	053-464-1183
(有)石垣防災	石垣 益年	浜松市浜北区	053-587-5699	(同)藤屋設備	近藤 奈央	浜松市北区	053-542-0084
(有)エイト・エス・イー・エム	町田 和久	掛川市亀の甲	0537-24-0407	(有)北部防災工業	鈴木 康之	磐田市大久保	0538-38-1742
(有)遠州消防設備	神谷 知宏	磐田市天竜	0538-34-6574	防災設備社(株)	金野 均	浜松市東区	053-423-0119
太田防災	太田 済広	浜松市天竜区	053-925-2814	宮下防災	宮下 光	袋井市天神町	080-5100-3088
木下電気(株)	木下 哲志	浜松市浜北区	053-582-3930	みゆき防災	野 末 悠	浜松市北区	090-5454-2003
北沢防災設備(有)	北澤 浩之	浜松市浜北区	053-586-4100	ムラツー	村松 哲也	浜松市中区	053-437-6711
(株)北島電設	北島 実	浜松市東区	053-433-5303	ライト・アーマー	中村 文彦	浜松市西区	080-5130-1996
(株)久嶋防災	久嶋 宏之	浜松市中区	080-2662-3019				

理 事 長 西川和宏 セルコ株式会社
副理事長 杉山和幸 鈴与技研株式会社
副理事長 堀部莞爾 ニッコウプロセス株式会社
理 事 飯塚史洋 広伸防災株式会社
理 事 吉川友朗 静岡法律事務所 ふたば鷹匠事務所
監 事 佐野靖浩 株式会社アオイテレテック
監 事 土谷直人 ニッセー防災株式会社
事務局長 仁科満寿雄 専務理事兼務
事務局職員 鷲巣節子

>>賛助会員名簿

会 社 名	代 表 者	住 所	電 話
TOA(株) 静岡営業所	中矢 直樹	静岡市葵区	054-251-5350
能美防災(株) 静岡支社	高沢 豊秀	静岡市葵区	054-340-0013
パナソニック(株)エレクトリックワークス社 静岡電材(営)	大西 裕之	静岡市葵区	054-261-8618
ホーチキ(株) 静岡支社	佛木 貴之	静岡市駿河区	054-202-3811